

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成28年 6月 28日

和歌山県知事 殿



提出者 セイカ株式会社
 住所 和歌山市南汀丁8番地
 氏名 代表取締役社長 竹田 純久
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (073) 433-2191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

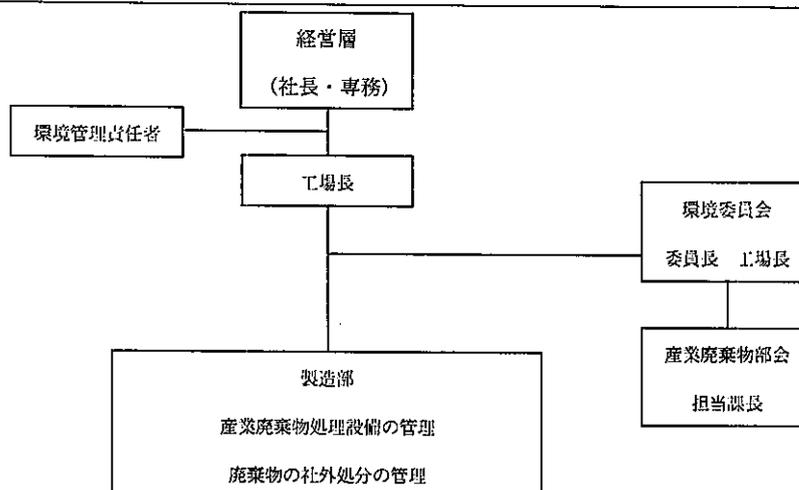
事業場の名称	セイカ株式会社 海南工場
事業場の所在地	海南市藤白758-73
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・その他の有機化学工業製品製造業 [業種コード: 1639]
②事業の規模	資本金 8,000万円 製品出荷額 58億円/年
③従業員数	91人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付資料 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	1,209 t	692 t
	(これまでに実施した取組) 廃油：生産量の増加によるタイムスケジュールの検討、品質を考えた工程内リサイクルの再検討。 アルカリ廃液：生產品目の見直し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油
	排出量	1,100 t	590 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油：工程内リサイクルを見直し、排出量を抑制 アルカリ廃液：更に生產品目変更による廃液バランスの見直しを実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生した物をそれぞれ保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別方法を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	154 t	— t
	(これまでに実施した取組) 自社で中間処理（焼却処理）を実施し、残渣をリサイクルで利用。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	138 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理とリサイクル使用のバランス、運転方法の見直し。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2015年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	1,055 t	— t
(これまでに実施した取組) 上記項目と同様			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	962 t	t
(今後実施する予定の取組) 上記項目と同様			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 一年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2015年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	692 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	692 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託処理業者の調査、選定及び管理		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	590 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	590 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃油処理委託の優良及び熱回収認定業者への委託		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

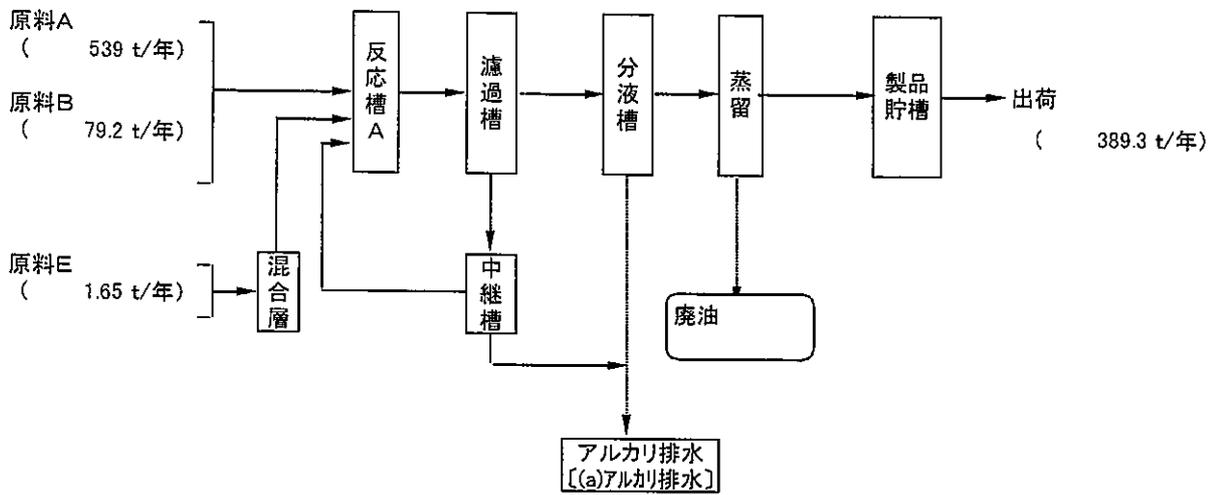


図1 染顔料中間体B製造フローシート[No1]

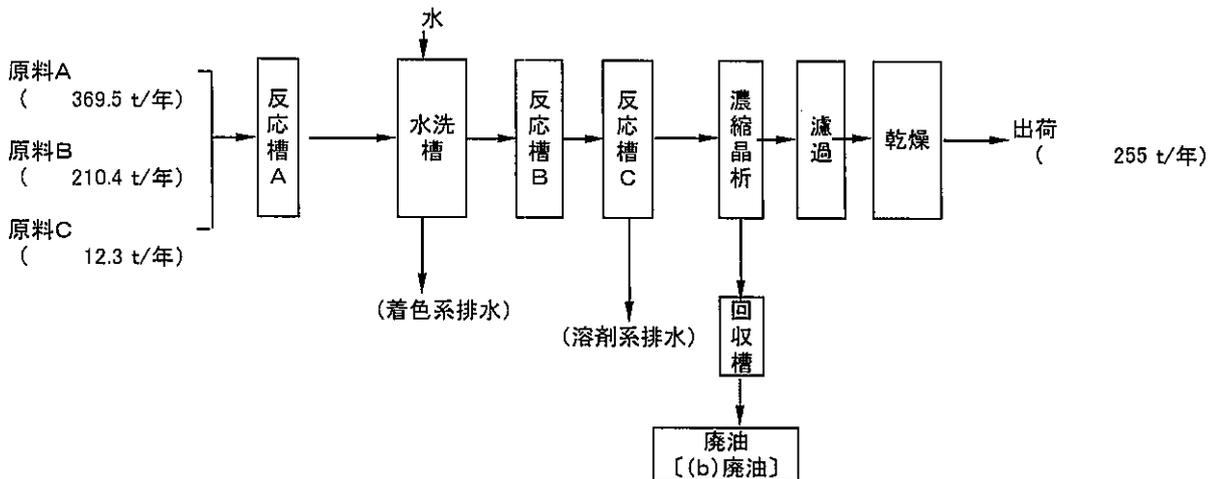


図2 樹脂原料中間体C製造フローシート[No2]

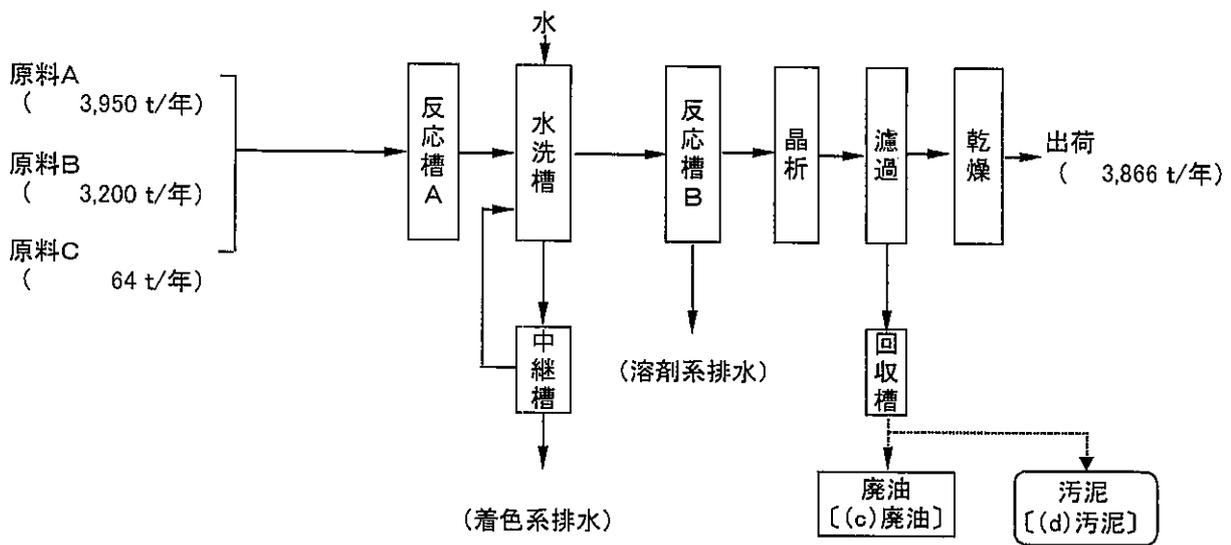


図3 樹脂原料中間体D製造フローシート〔No3〕

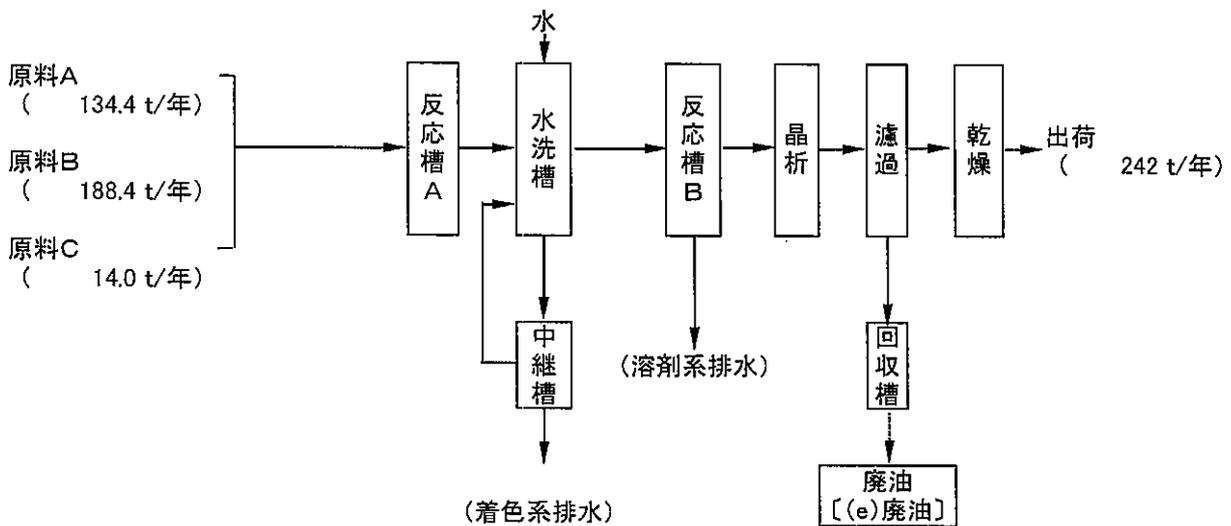


図4 樹脂原料中間体E製造フローシート〔No4〕

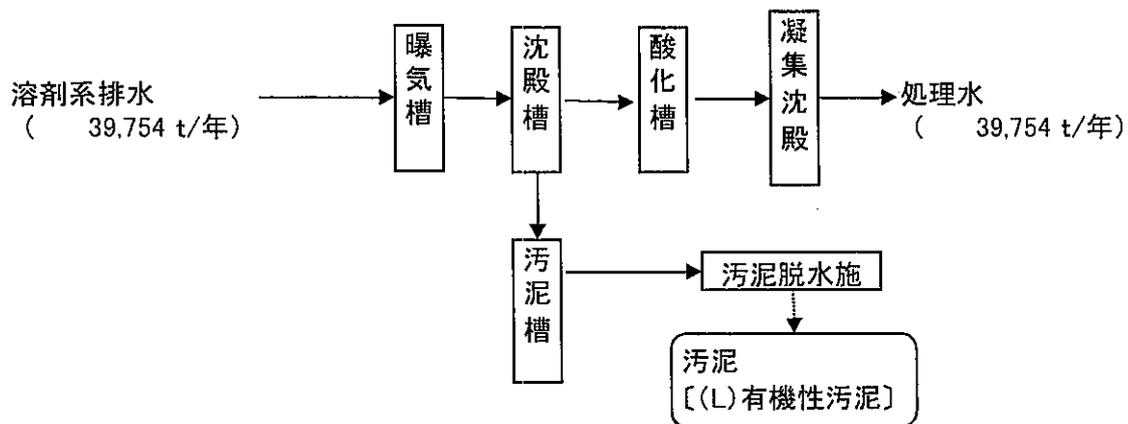
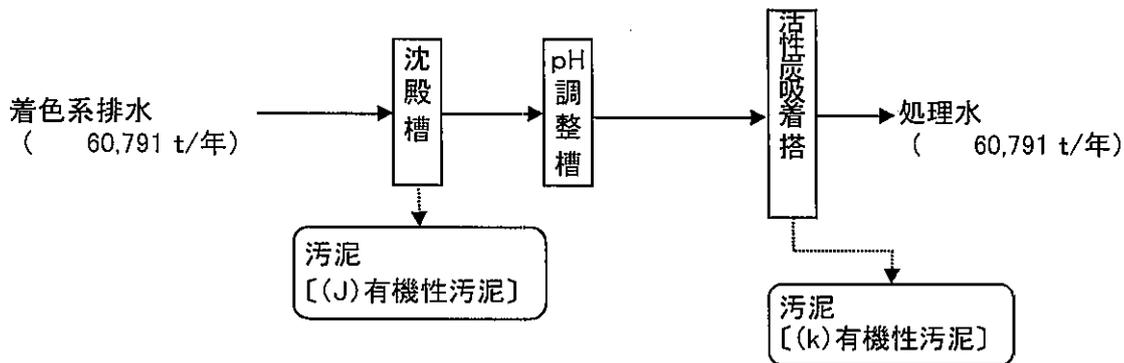
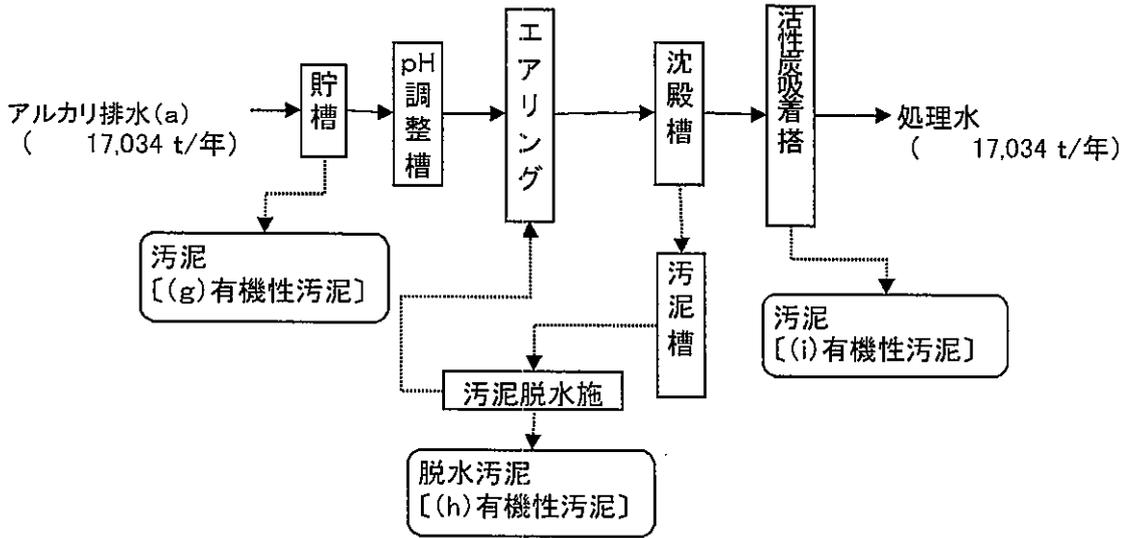
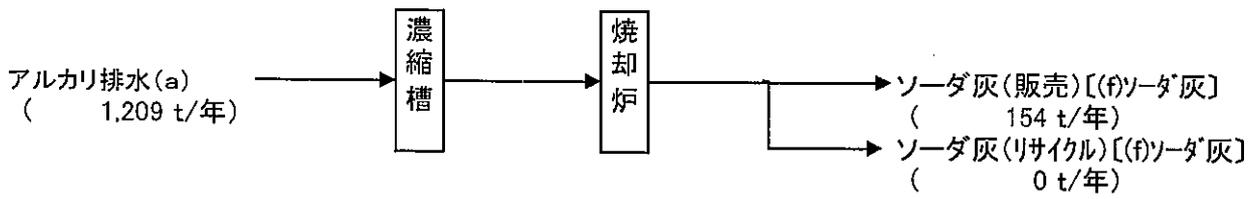


図5 排水処理フローシート[No5]

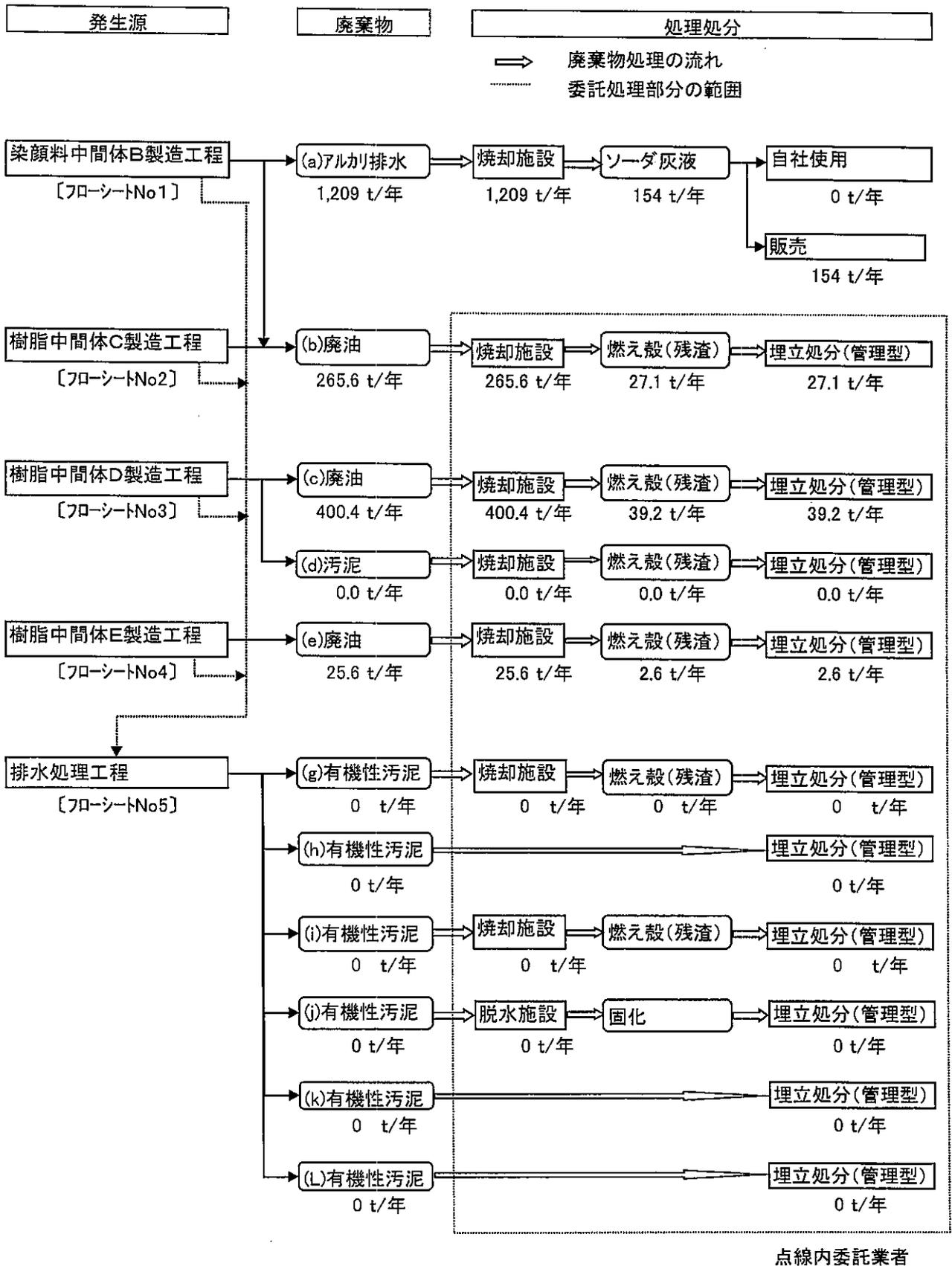


図6 廃棄物処理フローシート(現状)特管のみ数量記入